

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成28年 6月 28日

枚方市長 殿



提出者

住 所 大阪市中央区北浜1-8-16

氏 名 日本メックス株式会社 関西支店
常務取締役支店長 上野 晴夫

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-4706-5624

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本メックス株式会社 関西支店
事業場の所在地	大阪市中央区北浜1-8-16
計画期間	平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	90億円
③従業員数	147名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	◆解体工事 コンクリート塊→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化。 アスコン破片→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化。 混合廃棄物等→中間処理業者に委託して分別。 石綿含有産業廃棄物→最終処分場に委託。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

◆工事部長

作業所長の指導、教育。廃棄物の適正処理に関する管理運営。

↓

◆安全・品質管理部

協力会社への指導教育。各作業所品質環境計画書の確認及び指導。

↓

◆作業所長

作業所内の廃棄物に関する業務総括。品質環境計画書作成。工事部長への産業廃棄物処理に関する定期報告。

↓

◆産業廃棄物処理責任者

①委託処理会社の現地確認及び選定。

②廃棄物適正処理、分別状況の確認。

③再生資源利用及び促進状況の確認。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成27年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	伐採材・抜根材
	排 出 量	155 t	89 t
	(これまでに実施した取組) 解体工事における分別解体。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	伐採材・抜根材
	排 出 量	140 t	85 t
	(今後実施する予定の取組) 梱包材の簡素化及び繰り返し使えるものへの変更。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体工事では事前調査を行い、アスベスト含有廃棄物は他の廃棄物に混入しないよう計画し、分別処分を実施。 コンクリート塊は確実に分別を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記に加え、石膏ボードについても分別を促進する。

繊維くず	コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物
18 t	5496 t	301 t	29 t

繊維くず	コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物
16 t	4946 t	271 t	26 t

石綿含有がれき類			
24 t	t	t	t

石綿含有がれき類			
22 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（27年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（27年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 27年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	1	1
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	1	1
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 27年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	伐採材・抜根材
	全処理委託量	155 t	89 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	155 t	89 t
	再生利用業者への 処理委託量	155 t	89 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	1	1
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	1	1
	（これまでに実施した取組） ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。		

t	t	t	t

t	t	t	t

繊維くず	コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物
18 t	5496 t	301 t	29 t
t	t	t	25 t
t	5496 t	301 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t

石綿含有がれき類			
24 t	t	t	t
24 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	伐採材・抜根材
	全 処 理 委 託 量	140 t	85 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	70 t	42 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	140 t	85 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・電子マニフェストの利用促進を行う。		
※事務処理欄			

繊維くず	コンクリート破片	アスコン破片	管理型混合廃棄物
16 t	4946 t	271 t	26 t
t	t	t	13 t
t	4946 t	271 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

石綿含有がれき類			
22 t	t	t	t
11 t	t	t	1 t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。